



埼玉県報

第2201号

平成22年7月16日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [武蔵浦和駅第3街区第一種市街地再開発事業に伴う高層ビル建設事業の廃止\(環境政策課\)](#)
- [東松山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [入間第二用水土地改良区の役員退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [肥料登録の失効に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [平成22年度家畜商講習会の開催に係る告示\(畜産安全課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)

- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [越谷都市計画用途地域の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [羽生市岩瀬土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [県立学校総務事務システム開発業務委託の随意契約に関する公示\(県立学校人事課\)](#)
- [システム移行用サーバの賃貸借に係る一般競争入札の公告\(会計課\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [計量器の定期検査\(計量検定所\)](#)
- [県道さいたま東村山線の供用の開始\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま東村山線の供用の開始その2\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道小鹿野影森停車場線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項の規定に基づく認定の告示\(審査調整課\)](#)

告 示

埼玉県告示第千一號

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitaiken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人すまいる
- 三 代表者の氏名
佐野 雅之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市北野一丁目二番二十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する障がいを持つ人々や高齢者及びその家族に対し、地域で自立した生活を営んでいく為に必要な事業を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二一〇号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人LOS HERMANOS

三 代表者の氏名

川久保 悠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字大道八百三番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツクラブやスポーツ教室の運営、スポーツイベントの実施、さらには、スポーツを通じた発展途上国への支援を行うことによって、子どもの健全育成を図るとともに、国際交流を深め、ひいては、世界平和の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エル・フォー
- 三 代表者の氏名
須釜 邦叔
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市武蔵野一二二二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持った人々が地域で豊かに暮らしていけるために、環境を整え、創造する事でその福祉の向上と自立を促し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども劇場おやこ劇場埼玉センター
- 三 代表者の氏名
関口 千賀子
- 四 主たる事務所所在地
埼玉県さいたま市南区鹿手袋一丁目五番三号ひゅうまんポスト内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、子どもの社会活動・文化活動への参画の機会の拡充を図るとともに子ども劇場おやこ劇場をはじめとする子どもに関する諸団体への連携・学習・交流・支援等の事業を行い、よって子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人見沼小学児童保育の会どろんこクラブ
- 三 代表者の氏名
柴田 真佐子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区東大宮二丁目四三番地五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる児童の豊かで安全な放課後の生活の場を築くことによって、児童の心身とも健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人食育研究会 M o g u M o g u

三 代表者の氏名

松成 容子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字中尾九七九番地二 P a r c o V i s t a 中尾

三〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子どもたち、および現代社会に生きる大人たちに対し、食をとりまく環境の複雑化または画一化、簡便化が進む中、「自分の健康を自分で守るための食」、「自分の心を満たすための食」、「後世に伝える地域文化としての食」を学ぶ機会と知恵および情報を授けることを使命と考え、医学、栄養学、心理学、生産、流通、加工、消費、教育など各分野の専門家と協力し、食を体験学習する料理教室および教材の開発、食材研究および生産地体験ツアー、食生活、食文化、食教育をテーマとした調査、研究、シンポジウム等の企画立案、開催、また、情報誌、ウェブサイト、ビデオ、CD等による情報発信という事業をとおり、「機会」と「情報」を提供する組織として、健全な社会作りに貢献し、公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人けやき
- 三 代表者の氏名
山口 敬善
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市熊木町二十四番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多くの住民及び団体等に対し、健康増進及び福祉のための活動と
そのための街づくりを行い、健康的な社会生活をおくるための市民生活に寄与す
ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八百号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十三条第一項の規定により、武蔵浦和駅西口第三街区市街地再開発準備組合から、次のとおり対象事業の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 対象事業の名称

武蔵浦和駅第三街区第一種市街地再開発事業に伴う高層ビル建設事業

二 廃止年月日

平成二十二年六月二日

三 廃止の理由

事業計画の変更により、対象事業の規模（高層建築物の建築であつて、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第六号の規定により算定した高さが百メートル以上のもの）を下回つたため。

告 示

埼玉県告示第九号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
入間第二用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次の
とおり届出があった。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 綿 貫 三 郎 飯能市大字平松二七二番地

告示

埼玉県告示第千十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 五八六号	消石灰	防散消石灰	アルカリ分 六五・〇	平成二十八 年五月十四 日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 六五七号	混合有機 質肥料	マリン有機 機281	窒素全量 二・五 りん酸全量 八・五 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	平成二十五 年五月十日	兼松アグリテック 株式会社 茨城県神栖市東深 芝四番地七
埼玉県第 六六五号	化成肥料	くみあい 有機入り 化成肥料 784号	窒素全量 七・〇 く溶性りん酸 八・五 く溶性加里 四・八 内水溶性加里 一・八	平成二十五 年五月十四 日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号

埼玉県第 六一五号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料 号 7 3	窒素全量 七・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十五 年五月十四 日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六一六号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料 号 8 7	窒素全量 八・〇 りん酸全量 七・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十五 年五月十四 日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号

埼玉県告示第千十二号

告 示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年 七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六五三号	魚廃物加工 肥料	千成魚廃物加工 肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 五三番地の一
埼玉県第 五九九号	混合有機質 肥料	混合有機質肥料 62号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量 は、公定規格のと おり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋 三丁目一番一号
埼玉県第 六一八号	乾燥菌体肥 料	7・2千成乾燥 菌体肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿七 五三番地の一

項は、公定規格の とおり

告 示

埼玉県告示第千十二号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 開催日時

平成二十二年九月八日（水）及び九月九日（木）

午前九時から午後五時十五分まで

二 開催場所

埼玉県熊谷市末広三丁目九番地一号

埼玉県北部地域振興センター 三〇二会議室

三 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

イ 提出書類

平成二十二年年度埼玉県家畜商講習会開催要綱に規定する受講申請書等

ロ 提出先

県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する家畜保健衛生所へ提出すること。

県内に住所を有しない者は、埼玉県農林部畜産安全課へ提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、「家畜商講習会受講申込書在中」と朱書すること。

八 受付期間

平成二十二年八月二日（月）から二十日（金）まで

郵送の場合は、平成二十二年八月二十日までの消印のあるものに限る。

五 手数料の納付

三千五百円相当額の埼玉県証紙を受講申請書に貼付して納付すること。

六 その他

受講申請書は、埼玉県農林部畜産安全課及び各家畜保健衛生所において配布する。

なお、詳細については、埼玉県農林部畜産安全課（電話〇四八―八三〇―四一九

三)に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千十四号

平成二十一年埼玉県告示第千八十七号で公示した公共測量（毛呂山町都市計画基本図作成）は、平成二十二年三月十九日終了した旨測量計画機関の長である毛呂山町長小沢信義から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十五号

平成二十一年埼玉県告示第千五百十四号で公示した公共測量（一級水準測量）は、平成二十二年六月二十三日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十六号

平成二十二年埼玉県告示第百号で公示した公共測量（RC三十による空中写真撮影）は、平成二十二年三月十二日終了した旨測量計画機関の長である北本市長石津賢治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十七号

平成二十一年埼玉県告示第千五百十一号で公示した公共測量（空中写真撮影（R C三十））は、平成二十二年三月十二日終了した旨測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千十八号

測量計画機関の長である行田市長工藤正司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関
行田市
- 二 作業種類
公共測量（四級基準点測量・四級水準測量）
- 三 作業地域
行田市大字馬見塚及び犬塚地内
- 四 作業期間
平成二十二年六月十七日から平成二十二年十一月五日まで

告 示

埼玉県告示第千十九号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 測量計画機関
川越市
- 二 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業地域
川越市全域
- 四 作業期間
平成二十二年六月七日から平成二十三年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百十号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（街区三角点復旧 四点、街区多角点復旧 十七点）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

平成二十二年六月十七日から平成二十二年十二月三日まで

告示

埼玉県告示第千二百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

吉川市大字木売、高富、高久、中曽根及び道庭の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、吉川市都市建設部都市計画課、越谷市都市整備部都市計画課、松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

平成二十二年七月十六日から平成二十二年七月三十日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、
羽生市岩瀬土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のと
おり公告する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

榎 原 友五郎 羽生市大字中岩瀬八六五番地

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業について土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分があったので、公告する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上田清司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「年五パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

様式第六号中「冊5パーセント」を「冊3・3パーセント」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校総務事務システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務システム担当 埼玉
県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 5 月 7 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎 1 丁目 11 番 2 号
- 5 契約金額
108,176,250円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第千二百六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

システム移行用サーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成22年10月1日(金)から平成26年12月31日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-830-0110 内線 2245 ファ
クシミリ 048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月3日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月2日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成22年9月3日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成22年9月3日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成22年8月27日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成22年8月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of Server for system migration.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m., september 3,2010 By mail;5:00p.m.,september 2,2010 In person;10:30 p.m., september 3,2010
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告示

埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県計量検定所長 石島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
狭山市	平成二十二年八月二十三日及び同月二十四日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村環境改善センター
	平成二十二年八月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園（正面駐車場）
秩父市	平成二十二年八月二十六日及び同月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	市民会館
	平成二十二年九月一日	午前十時から正午まで	いきがいセンター
	平成二十二年九月二日	午後一時から三時まで	勤労者福祉センター
		午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	福祉女性会館
	平成二十二年九月三日	午前十時から正午まで	尾田蒔公民館
平成二十二年九月六日	午後一時から三時まで	大田公民館	
	午前十時から正午まで	高篠公民館	

長瀬町	皆野町		横瀬町										
	日	平成二十二年九月十六	日	平成二十二年九月十五	日	平成二十二年九月十四	日	平成二十二年九月十三	平成二十二年九月十日	平成二十二年九月九日	平成二十二年九月八日	平成二十二年九月七日	
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	まで	午後一時から三時まで	まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午後一時から三時まで
長瀬町役場	皆野町役場	長生荘	勤労福祉センター	支所	旧ちちぶ農協三沢	支所	横瀬町活性化センター ター駐車場	横瀬町役場駐車場	大滝振興会館	影森公民館	秩父市役所荒川総合支所	秩父市役所吉田総合支所	原谷公民館

志木市	朝霞市	ふじみ野市	和光市	狭山市	富士見市	小鹿野町
平成二十二年十月二十 六日及び同月二十七日	平成二十二年十月十九 日及び同月二十日	平成二十二年十月八日 及び同月七日	平成二十二年十月五日	平成二十二年十月一日	平成二十二年九月二十 九日及び同月三十日	平成二十二年九月十七 日
午前十時から正午 まで及び午後一時	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
志木市役所庁舎駐 車場	朝霞市役所正面駐 車場	ふじみ野市大井総 合支所	和光市役所駐車場	市民会館	富士見市役所駐車 場	小鹿野町役場両神 庁舎

志木市 和光市 新座市 朝霞市 富士見市 ふじみ野市	新座市				
十日	日	日	日	日	
平成二十二年十一月三日	平成二十二年十一月一日	平成二十二年十一月四日	平成二十二年十一月二日	平成二十二年十一月五日	
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	から三時まで
場 富士見市役所駐車	民館 新座市立大和田公	館 新座市立栗原公民	新座市立福祉の里	福祉女性会館	

告 示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期間検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十二年七月十六日

埼玉県計量検定所長 石 島 徹

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
狭山市	平成二十二年八月二十三日から十一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
秩父市	平成二十二年九月二十七日から十二月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
横瀬町	平成二十二年九月二十九日から十二月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	平成二十二年九月十四日から十二月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
長瀨町	平成二十二年九月十六日から十二月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	平成二十二年九月十七日から十二月	同

	<p>十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	
富士見市	<p>平成二十二年十月二十一日から平成二十三年一月二十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同
和光市	<p>平成二十二年十月一日から十二月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同
ふじみ野市	<p>平成二十二年十月二十九日から平成二十三年一月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同
朝霞市	<p>平成二十二年十月十九日から平成二十三年一月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同
志木市	<p>平成二十二年十月二十六日から平成二十三年一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同
新座市	<p>平成二十二年十一月一日から平成二十三年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）</p>	同

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>新座市野火止三丁目一番地先 から 同市あたご一丁目二四三番一地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年七月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域 の一部供用開 始である。 延長一〇一 一・五二メー トル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

<p>さいたま東村山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>新座市野火止三丁目二二九九番 六地先から 同市野火止三丁目九二七番二地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年七月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路予定区域 の一部供用開 始である。 延長 一 二 二・五三メー トル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年七月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

<p>小鹿野影森停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡小鹿野町小鹿野二七二番四 地先から同郡同町小鹿野二八一六番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年七月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>○メートル 延長三六四・二</p>	<p>備考 平成二十年 二月一日付け 埼玉県秩父県 土整備事務所 長告示第八号 で告示した道 路予定区域の 供用開始であ る。</p>

告 示

埼玉県労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、埼玉県公営企業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十二年七月八日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成二十年埼玉県労働委員会告示第四号は廃止する。

平成二十二年七月十六日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

勤務箇所	職 名
本 庁	局長、参事、管理担当部長、水道担当部長、契約局長、課長、技術評価幹、主席工事検査員、副参事、調整幹、副課長、副室長、副主席工事検査員、総務課主幹（企画及び秘書に関する事務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。）、財務課主幹（予算に関する事務を所掌する者に限る。）、総務課主査（管理者の秘書業務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。）、財務課主査（予算に関する事務を所掌する者に限る。）、総務課主任及び主事（人事に関する事務を所掌する者に限る。）、
地域機関	機関の長、副所長、副場長、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長、担当部長及び担当課長